

令和6年2月16日
都 市 局
まちづくり推進課

虎ノ門エリアの国際的なビジネス交流拠点の形成

～虎ノ門一丁目東地区を国土交通大臣が認定～

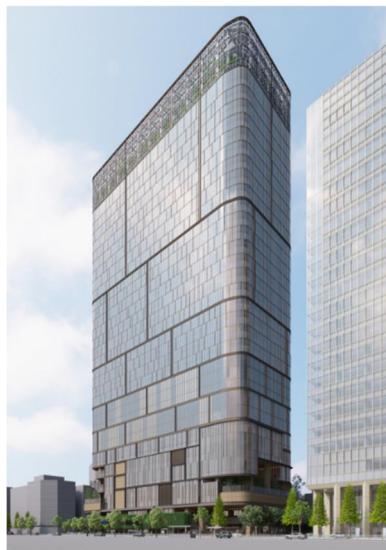
(東京都港区)

国土交通大臣は、虎ノ門一丁目東地区を優良な民間都市再生事業計画として認定しました。これにより、認定を受けた事業者は、金融支援や税制上の特例措置を受けることができます。

本事業計画は、東京都心・臨海地域にて、虎ノ門駅周辺の都市基盤の強化や産官学連携のビジネス創出・交流施設の整備により、国際的なビジネス交流拠点の形成を図るもので

《本事業計画における主な取組》

- 地下鉄虎ノ門駅と一体となった地上・地下広場やバリアフリー動線を整備し、駅の利便性・安全性の向上を図る。
- 官庁街との近接性を活かし、産官学連携の場となるビジネス創出・交流施設を整備し、国際水準のビジネス環境の形成に貢献する。
- 地域冷暖房やコジェネレーションシステムを導入することにより、災害時の熱供給・電力供給を可能にするとともに環境負荷低減を図る。



虎ノ門一丁目東地区完成イメージ

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

担当：石川、小宮、小林、藤井

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32559, 32536, 32534, 32574)

03-5253-8406(直通)

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 申請事業者の名称 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合

2. 都市再生事業の名称 虎ノ門一丁目東地区

3. 都市再生事業の目的

本事業計画地は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の“東京都心・臨海地域”に位置し、その地域整備方針には、「日本の経済を牽引する高次の中枢業務機能のほか、商業、居住、文化、交流など多様な都市機能の集積と、主要幹線道路等の整備による都市基盤の強化を通じて、国際的なビジネス機能等を備えた拠点としてふさわしい景観にも配慮した賑わいと魅力のある都市空間を形成」することなどが定められている。

また、本計画地を含む東京メトロ銀座線虎ノ門駅周辺は、地下鉄新駅（虎ノ門ヒルズ駅）や地下歩行者通路等も整備され、高次の都市機能の集積や交通利便性の向上が推進されている地域である。一方で、当地区では有効な土地利用がなされておらず、また建物の老朽化も進行し防災性に課題を有する状況にある。

従って、本事業においては、老朽化した建築物の更新の機会を捉え、細分化した敷地の統合、敷地の集約化と幅員の狭い道路の再編を一体的に行う街区再編を推進することにより、虎ノ門駅前に相応しい土地の合理的かつ健全な有効高度利用と都市機能の更新を図り、虎ノ門駅の交通結節機能の拡充に資する地上・地下駅前広場や地下歩行者通路を整備することで、虎ノ門エリアの緑と共にぎわいあふれる空間の形成を図る。さらに、「虎ノ門（国際ビジネス交流拠点）」と「霞が関（中央官公庁街）との接点に位置する当地区において、産学官連携のビジネス創出・交流機能を整備することにより、国際ビジネス交流拠点の形成を図ることを目的とする。

4. 事業施行期間 令和6年1月22日～令和9年6月15日（予定）

5. 事業区域

(1) 位置 東京都港区虎ノ門一丁目 1000～1003 番

(2) 面積 10,852.96 m²

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上29階 地下4階 塔屋1階	5,201.66 m ²	119,886.17 m ² (95,956.10 m ²)	6,397.27 m ²	1,499.95 %	81.31 %
合計		5,201.66 m ²	119,886.17 m ² (95,956.10 m ²)	6,397.27 m ²		

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・ 構造方法 地下：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 地上： 鉄骨造
 - ・ 設備 空調設備、衛生設備、電気設備、排煙設備、消火設備、防災設備、昇降設備
 - ・ 用途 事務所（ビジネス支援施設を含む）、店舗、住宅、駐車場等

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 3,529.85 m²
道路 949.90 m²

7. 事業スケジュール（予定）

令和6年 1月 22日 着工
令和9年 6月 15日 竣工

■イメージ図・施設概要図



■周辺状況



施設概要図

